

諮問番号：平成30年度諮問第23号

答申番号：平成30年度答申第22号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、自立支援センターへの通所の際のタクシーによる移送費に係る生活保護変更申請却下処分（以下「原処分1」という。）、動物園へのタクシーによる移送費に係る生活保護変更申請却下処分（以下「原処分2」という。）及びカラオケ店の利用料金及びカラオケ店へのタクシーによる移送費に係る生活保護変更申請却下処分（以下「原処分3」という。）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 原処分1について、移送サービス事業者に依頼したが、全て断られている状況であるにもかかわらず、タクシーによる移送費が認められないのは違法又は不当である。

(2) 原処分2について、請求人の長男（以下単に「長男」という。）は動物に触ることで情緒が安定するが、医療機関においてアニマルセラピーは断られているため、動物園に行かざるを得ないにもかかわらず、タクシーによる移送費が認められないのは違法又は不当である。

(3) 原処分3について、長男は早朝5時半から歌い出すことがあり、親としてアパートの住人に迷惑をかけられないため、カラオケ店に行く必要があるにもかかわらず、カラオケ店の利用料金及びタクシーによる移送費が認められないのは違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 原処分1に係るタクシー移送は、必要最小限度の交通費とは認められない。

(2) 医療扶助による移送費は、医療機関の受診に対して適用されるものであるから、動物園及びカラオケ店までの交通費は給付対象とならない。

(3) 原処分3について、カラオケ店の利用料金は、経常的な最低生活費の中から賄うべきものであるから、給付対象にならない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、いずれも生活保護法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等

の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

- 2 原処分1について、請求人が移送サービス事業者を活用できない状況にあったという証拠は認められない。また、長男のショートステイの利用日は事前に決まっている以上、計画的な活用が求められると言わざるを得ないから、請求人の主張を採用することはできない。
- 3 医療扶助に係る移送費は、医療機関に受診する際に交通費が必要な場合に支給するとされているのであり、医療扶助は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとされているのであるから、請求人の主張はいずれも採用することはできない。
- 4 以上のとおり、原処分は、いずれも適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年9月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、生活扶助（一時扶助費）に係る移送は、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、必要最小限度の交通費等とされている。また、医療扶助については、法に基づき指定された医療機関等において行われる診療を対象とするものであり、その診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によることとされ、かつ、医療扶助に係る移送費は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされている。

そこで本件についてみると、請求人は、自立支援センターへの通所の際のタクシーによる移送費について、移送サービス事業者に全て断られている状況であるにもかかわらず、タクシーによる移送費が認められないのは違法又は不当であると主張する。しかしながら、請求人は、その状況について処分庁に事前に説明せず、独自の判断でタクシーを利用している。また、市内には福祉有償運送実施団体が92団体あることから、直ちに請求人が移送サービス事業者を利用することができない特段の事情があったとまでは認められない。よって、タクシーによる移送費は、生活扶助（一時扶助費）に係る移送費として必要最小限度の交通費であるということはできず、請求人の主張を採用することはできない。他方、請求人は、長男のアニマルセラピーを目的として動物園に行く必

要があること及び長男の音楽療法を目的としてカラオケ店に行く必要があることを主張するが、これらは医療扶助の対象として認められている指定医療機関における診療内容ではないことが明らかであるから、カラオケ店の利用料金並びに動物園及びカラオケ店までのタクシーによる移送費は医療扶助の対象とは認められず、請求人の主張を採用することはできない。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美